

一関地区広域行政組合の職の設置に関する規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第8号

改正 平成19年3月30日 規則第6号

平成23年3月31日 規則第3号

平成27年4月1日 規則第1号

令和5年3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令に特別の定めがあるもののほか、管理者事務部局職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の職（以下「職」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の職)

第2条 次に掲げる職を置き、職員をもって充てる。

- (1) 事務局長（参事を含む。）
- (2) 事務局次長
- (3) 課長（法規契約主幹、情報化推進主幹、予算管理主幹、職員主幹、土木主幹、施設主幹、介護福祉主幹、保険収納主幹、認定調査主幹及び環境衛生主幹並びに主幹及び所長を含む。）
- (4) 課長補佐（副主幹、副所長及び上席保健師を含む。）
- (5) 係長（主任主査、保健主査、主査、主任保健師及び所長補佐を含む。）
- (6) 主任主事（主任保健師、主任社会福祉士及び主任技師を含む。）
- (7) 主事（技師、保健師及び社会福祉士を含む。）
- (8) 主事補
- (9) 主任技能手（技能手を含む。）

第3条 前条第1号から第6号までに規定する職の設置区分及び職務は、別に定める。

2 前条第7号及び第8号に規定する職は、その組織の必要に応じ置くものとし、その職にある職員は、上司の命を受け、事務又は技術を掌る。

3 前条第9号に規定する職は、その組織の必要に応じ置くものとし、その職にある職員は、上司の命を受け、作業又は労務に従事する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。